

法政大学学術機関リポジトリ
HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

「教育・学習データ利活用ポリシー」のひな型の策定について

著者	上田 浩, 緒方 広明, 山田 恒夫
出版者	電子情報通信学会
雑誌名	電子情報通信学会技術研究報告
巻	119
号	434
ページ	1-7
発行年	2020-03
URL	http://hdl.handle.net/10114/00022970

「教育・学習データ利活用ポリシー」のひな型の策定について

上田 浩[†] 緒方 広明^{††} 山田 恒夫^{†††}

[†] 法政大学 情報メディア教育研究センター 〒184-8584 小金井市梶野町 3-7-2

^{††} 京都大学 学術情報メディアセンター 〒606-8501 京都市左京区吉田二本松町

^{†††} 放送大学 〒261-8586 千葉市美浜区若葉 2-11

E-mail: [†]tuep@hosei.ac.jp, ^{††}ogata.hiroaki.3e@kyoto-u.ac.jp, ^{†††}tsyamada@ouj.ac.jp

あらまし 教育・学習活動に係るデータが様々な形で電子的に記録されるようになった現在、記録されているデータを分析し教育支援に活かすことが考えられるが、それらのデータを適切に扱うための指針は存在していない。著者らはこのような状況を踏まえ、「教育・学習データ利活用ポリシー」のひな型の策定を提案し、大学 ICT 推進協議会理事会における審議を依頼している。本稿では検討の過程で寄せられた意見を総括し、個人情報保護法令で定義されている匿名加工情報の作成について対応を行ったことを報告する。

キーワード ラーニングアナリティクス, 個人情報保護法, 匿名加工情報

The design of the sample policy for utilizing educational data

Hiroshi UEDA[†], Hiroaki OGATA^{††}, and Tsuneo YAMADA^{†††}

[†] Research Center for Computing and Multimedia Studies, Hosei University 3-7-2 Kajino-cho,
Koganei-city, Tokyo, 184-8584 Japan

^{††} Academic Center for Computing and Media Studies, Kyoto University Yoshida-nihonmatsu-cho,
Sakyo-ku, Kyoto-city, 606-8501 Japan

^{†††} The Open University of Japan 2-11 Wakaba, Mihama-ku, Chiba-city, 261-8586 Japan

E-mail: [†]tuep@hosei.ac.jp, ^{††}ogata.hiroaki.3e@kyoto-u.ac.jp, ^{†††}tsyamada@ouj.ac.jp

Abstract We have been studied about the policy for educational data usage for research including Learning Analytics. Because there are no rules for educational data usage even we can aggregate large-scale educational data in order to help learners. We propose “the sample policy for utilizing educational data” in cooperation with the administrative board of Academic exchange for Information Environment and Strategy (AXIES). In this talk, we report on the update of our proposal that factor in Personal Information and Anonymously Processed Information defined in the Act on the Protection of Personal Information.

Key words Learning Analytics, Act on the Protection of Personal Information, Anonymously Processed Information

1. ま え が き

2015年に改正され、2017年5月に全面施行された個人情報保護法制は個人情報を含むデータの利活用をビジネスとして行うことを意識したものとなった。一方、教育におけるITの活用の進展、具体的には大学におけるLMSの運用をはじめとする教育の情報化、さらにMOOCや様々なWeb上の学習プラットフォームの活用による学習のインフォーマル化は「教育・学習データ」の蓄積を意味しており、いわゆる「ビッグデータ」と呼ばれるスケールに到達しつつあると推測される。ラーニング

アナリティクス^(注1)に代表される、その利活用による教育・学習支援の可能性は、教育工学のみならず、情報システム、データ科学分野を含む研究者の大きな関心事となっている[2]。

しかしながら、教育・学習データを適切に扱うための指針は存在せず、各研究者またはそのグループにおいて手探りで行われているのが現状であり、個人情報保護法の改正を受け、その適切な扱いを議論する機は熟したと考えられる^(注2)

(注1): Society of Learning Analytics Research (SoLAR) により「学習とその環境の理解と最適化のための、学習者とそのコンテキストについてのデータの測定、収集、分析、レポート」と定義されている[1]。

(注2): 直接的な関係はないものの、カメラ映像を学術研究で利用するためのプ

著者らはこのような状況を踏まえ、「教育・学習データ利活用ポリシー」のひな型の策定を提案し、大学 ICT 推進協議会理事会における検討を依頼している。本稿では検討の過程で寄せられた意見を総括し、個人情報保護法令で定義されている匿名加工情報の作成について対応を行ったことを報告する。

2. 関連する国内外の取り組み

我が国では、2014 年 4 月に九州大学がラーニングアナリティクスセンターを設置し、機関レベルでの教育データ分析を行っている [4], [5]。教育・学習データの有用性とそれに関係するポリシーやガイドラインの必要性は認識されており、2014 年 1 月に民間事業者主体の学習履歴活用推進機構が設立され、翌 2015 年 3 月に「学習履歴の利活用に関するガイドライン」が制定されている [6], [7]。同ガイドラインは、学習履歴を「コンピュータ・システムが自律的に取得可能な学習者の顕在的データ又は学習者が任意に提供する紙媒体の学習教材を用いた学習に関する記録」と定義し、これらの情報の適切かつ有効な利活用を、学習者、教育者、事業者それぞれの立場で目指したものである。本ガイドラインは後述する我が国の個人情報保護法制の改正には追従できていない。

一方、海外に目を向けてみると、英国では学習に係るデータの取り扱いに関し、英国の NREN である、Joint Information Systems Committee (JISC) が定めた “Code of practice for learning analytics” [8] ならびにオンライン高等教育機関である The Open University の “Policy on Ethical use of Student Data for Learning Analytics” [9] が策定されている。また、LA に関する国際会議 Learning Analytics and Knowledge (LAK) では、DELICATE Checklist [10], SHELA Policy Framework [11] などの具体的取り組みが報告されている。

3. これまでの検討の経過

著者らは「教育・学習データ利活用ポリシー」のひな型の策定を以下の通り進めてきた。

2018 年 4 月 大学 ICT 推進協議会 学術・教育コンテンツ共有流通部会主査である山田のもと、著者らがラーニングアナリティクスの普及の活動の一環としての活動を開始。

2018 年 5 月 11 日 大学 ICT 推進協議会 (AXIES) 総会ならびに CIO 部会にて本活動を広報。CIO 部会ではラーニングアナリティクスのメリットを分かりやすく説明するよう要望があった。

2018 年 6 月 15 日 教育・学習活動データの分析を研究フィールドとする情報処理学会 教育学習支援情報システム (CLE) 研究会で発表し、出席者からは医療分野での取り組みを参考にするのはどうか、著作権法との関係、大学におけるセキュリティポリシーとの関係についての議論が必要であるとのコメントをいただいた [12]。並行してパブリックコメントを募集し、16 件の回答を得た。

2018 年 8 月 2 日 上田が委員となっている、国立情報学研究

所の大学における情報セキュリティポリシーのサンプルを策定している委員会にて、教育・学習活動データの分析のガイドラインが同委員会の所掌となるかどうかについて審議を依頼した。このような規程を考慮するには、ピラミッド型になっている上位規定から全て変更することを意味するため、これだけでは審議しにくいというコメントと、まずは各大学の個人情報の扱いならびに関連する学則などを精査することを提案された。

2018 年 9 月 14 日 法律の専門家を含む情報処理学会 電子化知的財産・社会基盤 (EIP) 研究会にて発表し、パブリックコメントの結果を報告するとともに、当ポリシー案と法律との整合性について議論を行った。教育・学習データの有用性については皆が認めるところであるが、学習データ分析で得られる成果を分かりやすく提示することを提案された [13]。

2018 年 11 月 19, 20 日 大学 ICT 推進協議会 2018 年度年次大会 CSD/OSS/EdTech 共同企画セッションならびに CIO 部会で発表し、「教育・学習データ利活用ポリシー」案を筆者らの研究室 Web サイトにて公開した。

2019 年 11 月, 12 月 大学 ICT 推進協議会 理事会にて審議を依頼したところ、ポリシー案の「匿名化して保存」した結果が匿名加工情報なのか、そうでないのかによって扱いが全く異なるため、それぞれの場合に分けたポリシーを作成するようコメントがあった。加えて、作成と並行して全国の大学の CIO 等に意向調査をするのはどうかという提案があった。

4. 教育・学習データを対象とする研究と個人情報保護法

特定の個人を識別できる情報は個人情報であり、教育・学習データは個人情報に該当する可能性があることは共通認識となっていると考えられる。著者らの知る限りでは、そのようなデータを本人の同意のもと匿名化した上で研究に利用することがこれまで行われてきたが、匿名化すれば研究に自由に利用できるという意味では決してないことに注意すべきである。学術研究目的の個人情報の取り扱いには、自ら適切な取り扱い措置を定めなければならない。また、教育・学習データを匿名加工し研究に利用することが考えられるが、その作成に伴う制限と義務に留意しておく必要がある。

4.1 「学術研究の用に供する目的」での個人情報の扱い

大学その他の学術研究を目的とする機関が「学術研究の用に供する目的」での個人情報を扱う場合には同法第 4 章にある個人情報取り扱い事業者の義務等が課せられないという除外規程がある。しかしながらこれは、決して大学の (事務) データを研究に使うって良いという意味ではない。「扱う」には個人情報の「取得」も含まれるからである。すなわち、学生が大学に、学籍登録等の事務処理に利用する目的で自身の個人情報を提供した場合、その利用目的外の利用は不可能であり、匿名化したからといってこの原則が適用されなくなるわけではない [14]。

よって、大原則として、研究という利用目的を明示した上で、教育・学習データを取り扱う必要がある。さらに、個人情報を共同で利用する場合、委託する場合はそのことを明示し、共同利用先、委託先を監督すべきであるというのが同法の意図する

ライバシーを考慮したガイドラインが策定されている [3]。

ところである。

4.2 学内規程との関係

研究のために教育・学習データを利用することと、各大学の個人情報保護規程との関係はどのように整理されるだろうか。多くの大学の個人情報保護規程では、大学法人自身が研究を行うという書きぶりではなく、個人情報を「学術研究の用に提供する」ことが想定されている。つまり、個人情報保護規程の主な対象は事務組織であり、学術研究の利用にあたっては、個人情報保護法第76条第3項に明示されている通り、自ら適切な取り扱いの措置を講ずる必要があると理解される。そのような意味で、学術研究目的での個人情報の取得であることを明確にし、同意を取得するための措置が必須である。たとえば、慶應義塾大学では学術研究の用に供する個人情報保護規程を定めている[15]。よって、教育・学習データの適切な取り扱いを実現するため、個人情報保護法を参照し、それに準じた取り扱いポリシーを定めることになる。一方、そのような研究を実施してもよいかどうかを判断するために定められているのが各機関の研究倫理規程ならびに委員会に相当し、著者らの所属機関では当該規程で本人の同意や個人情報の適切な取り扱いを行うように定められている。

4.3 教育・学習データと匿名加工情報または非識別加工情報

改訂された個人情報保護法のトピックの一つが「匿名加工情報または非識別加工情報」の利活用である。同情報は第三者提供を前提としたものであり、教育・学習データを匿名加工情報または非識別加工情報として扱うことが考えられるが、そのような情報を作成したことと第三者提供の方法を公表しなければならないことなど^(注3)、かえって煩雑となることに加え、匿名加工情報は特定の個人を識別できないものであることから、データ分析の結果を本人にフィードバックすることが不可能という問題がある。したがって、匿名加工情報として利活用ではなく、学術研究目的の個人情報として管理された形での利用の方が望ましい。

5. 教育・学習データの研究利用の特異性

個人情報を含む教育・学習データはこれまで大学の業務で使用するものであった。近年の同データを利用した研究は、研究の場が大学そのもの、あるいはその授業であることから、法律や学内規程でケアすべき領域と、研究者自身で適切な取り扱いの措置を講ずるべきであると法律で規程される学術研究目的の両方に関係すると特異性を持っている。したがって、その境界における個人情報の受け渡しに注目することは、その取り扱いを定める上で示唆を与えるものと思われる。たとえば、SIS(学生情報システム)、LMS(学習管理システム)、学術研究の用に用いるツールで構成されている教育・学習データのエコシステムを想定する：

- (1) 学生から SIS への個人情報提供
- (2) 学生もしくは SIS から LMS への個人情報提供
- (3) 学生もしくは SIS もしくは LMS から 学術研究の用

に用いるツールへの個人情報提供

これらの情報提供の境界に注目する。(1)は学籍、成績管理など大学の業務を行うため、(2)は授業を支援するためと理解される。ここに境界がある。すなわち、(3)におけるデータ連携が明示的な同意なくして行われるとすると、研究への同意なしで研究のためのデータ提供が一部が行われていることを意味する。一方、(2)における LMS へのデータ連携は授業支援のため、あらかじめ定められた利用目的内であると考えられるが、LMS のデータを研究に利用する場合には、LMS を利用する際、またはデータを研究に使うコースにログインする際の同意が必須であることになる。さらに、SIS のデータをも研究に利用する場合は、研究と業務の境界が(1)に移動することとなり、業務目的と研究目的の二重の取り扱いを採用しなければならない課題があることになる。

運用に目を向けると、このような同意取得は煩雑であるため、包括的な同意を取得することが可能かどうか検討することも考えられる。そのためには、大学として「教育・学習データ」の利活用を行うという意思表示が必要となる。つまり、入学時に、「本学は大学の新たなミッションとして授業改善のためデータ分析の研究をします」と宣言することができるかが課題である。

6. 教育・学習データの利活用レベルの分類

教育・学習データの利活用には、本人同意を前提とする個人情報としての扱いが望ましいことを5.節までで主張した。しかしながら、同意を取得するためには、そのための納得できる説明が必須であり、同意しない場合への対応も必要となる。残念ながら現時点では、「教育・学習データ」の利活用が教育改善につながるというエビデンスは限定的なものであるため、現時点では、個人情報の適切な取り扱いを徹底することが同意取得のために必要となると考える。

加えて、研究のために教育・学習データを利用して「研究発表をする」ことへの同意はさらに高いレベルの同意であると考えられる。すなわち、このコンテキストでは、「教育改善を目指す研究プロジェクトを実施するため、あなたの個人情報を含む教育・学習データを取得させてください」と「成果を対外発表に同意します」の両方の同意項目を単純に同一視することはできないと思われる。対外発表することを明示し、その場合の取り扱いを含め明示する必要があると考えられる。つまり、「研究のために個人情報を使います。同意してください」と「学籍管理や授業のために個人情報を使いますが、それを研究にも使います。論文にします。同意してください」とは異なるということである。本稿では、教育・学習データの利用を以下の通り分類する：

- (1) 大学の業務のために教育・学習データを使用する
- (2) 教育改善のために教育・学習データを使用する
- (3) 教育改善を研究として、つまり論文文化することを含め公表するために教育・学習データを利用するが、個人情報としての管理を行う(委託、共同利用を含む)
- (4) 教育改善を研究として、つまり論文文化することを含め公表するために教育・学習データを匿名加工情報へ可能した上

(注3)：より詳しくは、個人情報保護法第36条を参照のこと。

で他機関等と共有する

(5) 国全体で教育・学習データを共有して、教育改善のための研究あるいは政策立案などに使う

(2) までは IR などを用いる統計データの扱いを含め既に行われてきた。また、(3) までは研究者個人として行っている事例があるが手探り状態である。また、(4) については、著者らの知る限り、今後ガイドラインの策定が必要な状況である。7. 節で述べる我々の提案は (3) (4) をカバーすることを標榜したものである。

7. 「教育・学習データ利活用ポリシー」のひな型の策定アップデート

ガイドラインひな型は本稿執筆時点でも審議が継続しており、最新の全文はウェブサイト <https://uep.media.hosei.ac.jp/edudatapolicy/> で公開している。コメントを追加できるようになっているので、ぜひコメントをいただきたい。本節では、大学 ICT 推進協議会理事会への審議結果を受けて行ったアップデートである、個人情報取得の際の同意書と匿名加工情報の作成に関する公表文のひな型について述べる。

本ひな型では、教育・学習データの研究利用には、本人同意のもと個人情報として管理した上で利用する場合と、匿名加工情報・非識別加工情報として第三者提供を前提としたデータを作成し研究に利用する場合を想定する。

7.1 個人情報取得の際の同意書

図 1 に同意書のひな型を示す。本同意書では、個人情報としての管理を行いつつ教育・学習データを研究に利用することの同意を取得することとしている。

本ひな型では同意書の提出先が学長となっているが、これは大学として包括的な同意を取得する場合であり、研究グループや研究者個人へ同意することもあり得る。

次の同意本文では、同意の意味とその撤回、データ項目の変更があり得ることとその通知方法について述べている。

次に A) B) C) の同意項目があり、A) は個人情報の提供に対する同意、B) は分析結果を自分自身にフィードバックしてもらおうかどうかの意思表示となっている。本ポリシーひな型では、個人情報を基本的に匿名化して保存し^(注4)、本人に提供する場合、もしくは本人の同意がなければ匿名化されたレコードと元データの対応表は作成しないとなっているからである。C) は個人情報の第三者提供についての同意項目である。

7.2 匿名加工情報の作成に関する公表文

図 2 に匿名加工情報の作成に関する公表文のひな型を示す。

このような公表文は匿名加工情報・非識別加工情報の作成に伴う義務であり、本人の同意なく第三者に提供できるものである。本ひな型では対象を限定し、「教育・学習支援を目的とする第三者」にのみ提供することを定めている。加えて、同情報に含まれる項目と提供方法を具体的に公表している。

匿名加工情報はその性質上、データの中から特定個人のレ

コードを削除することができない。そのためオプトアウトという概念を適用できないことに留意すべきである。

8. おわりに

本稿では、「教育・学習データ利活用ポリシー」の必要性を提起し、そのひな型の提案を行った。これまで著者らが継続してきた検討経過を踏まえ、現時点での改訂内容を報告した。具体的には、教育・学習データを個人情報として管理して利活用するための本人同意の取得のための同意書、同データから匿名加工・非識別加工情報を作成する場合に義務付けられている公表文のサンプルを提示した。我々は今後も検討を進め、ひな型をより良いものにして行く活動を継続する所存である。

謝辞 本稿は JSPS 科研費 JP16H06304, JP17K00485 の助成を受けたものである。本稿の作成にあたり様々なご助言をいただいた、明治大学 菊池 浩明教授、広島大学 相原 玲二教授に深謝する。

文 献

- [1] R. Ferguson, “Learning analytics: drivers, developments and challenges,” *International Journal of Technology Enhanced Learning*, vol.4, no.5/6, pp.304–317, 2012. <http://www.inderscience.com/info/ingeneral/forthcoming.php?jcode=ijtel>
- [2] 緒方 広明, “ラーニングアナリティクス: 1. ラーニングアナリティクスの研究動向-エビデンスに基づく教育の実現に向けて-,” *情報処理*, vol.59, no.9, pp.796–799, aug 2018.
- [3] 赤坂 亮太, 大西 正輝, 佐藤 真一, 小林 正啓, 美濃 導彦, “カメラ映像を学術研究で利用するためのプライバシーを考慮したガイドラインについて,” *電子情報通信学会誌 = The journal of the Institute of Electronics, Information and Communication Engineers*, vol.102, no.11, pp.1039–1044, nov 2019. <https://ci.nii.ac.jp/naid/40022070552/>
- [4] 緒方 広明, 藤村 直美, “大学教育におけるラーニングアナリティクスのための情報基盤システムの構築,” *情報処理学会論文誌 教育とコンピュータ (TCE)*, vol.3, no.2, pp.1–7, June 2017.
- [5] 木實 新一, 大久保 文哉, 谷口 雄太, “ラーニングアナリティクス: 2. 大学における全学規模のラーニングアナリティクス,” *情報処理*, vol.59, no.9, pp.800–805, aug 2018.
- [6] 森本康彦, “e ポートフォリオとしての教育ビッグデータとラーニングアナリティクス,” *コンピュータ&エデュケーション*, vol.38, pp.18–27, 2015. <https://ci.nii.ac.jp/naid/130005113404/>
- [7] 学習履歴の利活用に関するガイドライン検討委員会, “学習履歴の利活用に関するガイドライン 第 1 版,” 2015. <https://www.digital-knowledge.co.jp/wp-content/uploads/2015/04/7190f1f1e1cb2489e117be7c7299829f.pdf>
- [8] Joint Information Systems Committee (JISC), “Code of practice for learning analytics,” 2015. <https://www.jisc.ac.uk/guides/code-of-practice-for-learning-analytics>
- [9] The Open University, “Policy on ethical use of student data for learning analytics,” 2014. <https://www.open.ac.uk/students charter/sites/www.open.ac.uk.students.charter/files/files/ethical-use-of-student-data-policy.pdf>
- [10] H. Drachsler and W. Greller, “Privacy and analytics: it’s a DELICATE issue a checklist for trusted learning analytics,” *Proceedings of the Sixth International Conference on Learning Analytics & Knowledge, LAK 2016, Edinburgh, United Kingdom, April 25–29, 2016*, pp.89–98, 2016. <http://doi.acm.org/10.1145/2883851.2883893>
- [11] Y.-S. Tsai, P.M. Moreno-Marcos, K. Tammets, K. Kollom, and D. Gašević, “Sheila policy framework: Informing in-

(注4) : 個人情報として扱うので匿名化が法令上求められているわけではない。理解を得やすいと考え匿名化するとしている。

stitutional strategies and policy processes of learning analytics,” Proceedings of the 8th International Conference on Learning Analytics and Knowledge, LAK 2018, Sydney, NSW, Australia, March 07-09, 2018, pp.320–329, LAK ’18, ACM, New York, NY, USA, 2018. <http://doi.acm.org/10.1145/3170358.3170367>

- [12] 上田 浩, 緒方 広明, 山田 恒夫, “Learning analytics policy の策定に向けて,” 情報処理学会研究報告教育学習支援情報システム (CLE), 第 2018-CLE-25(6) 巻, pp.1–5, jun 2018.
- [13] 上田 浩, 緒方広明, 山田恒夫, “高等教育機関における教育・学習データの利活用に関する方針の検討,” 情報処理学会研究報告電子化知的財産・社会基盤研究会 (EIP), 第 2018-EIP-81(21) 巻, pp.1–6, sep 2018.
- [14] 厚生労働省, “医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関する Q & A (事例集),” 2013. <https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/dl/170805iryoku-kaigoqa.pdf>
- [15] 慶應義塾, “慶應義塾の学術研究の用に供する個人情報保護規程,” 2005. <https://www.keio.ac.jp/ja/assets/download/privacy-policy/index/kr7a4300009v9s2.pdf>

同意書(ひな型)

[AXIES 会員大学] 学長殿

私は、〇〇システムの利用にあたり、教育・学習支援を目的としたデータ分析について同意します。同意はいつでも取り下げられること、提供するデータ項目について変更がある場合にはウェブサイト(URLを記載する)による通知を受けることを理解しています。

- A) 下記「2. 提供されるデータ項目」の個人情報の提供について同意します
- B) データ分析の結果の閲覧を希望します
- C) 下記「2. 提供されるデータ項目」の第三者への提供に同意します

令和 年 月 日

学籍番号：

氏名：

1. 本同意書の提出について

あくまでも任意であり、提出の有無と成績評価を含む本学の行う学生業務は無関係です。

2. 提供されるデータ項目

学籍番号、氏名、年齢、性別、学部、学科、履修科目名、〇〇システムへのアクセス履歴、〇〇システムで管理している小テストや課題の提出ならびに評点情報。

3. 利用目的

授業資料改善や教育方法並びに学習方法の改善のためのみに利用し、それ以外の目的には利用しません。分析で得られた知見を学会・論文等で対外発表する場合は、個人が特定されないようにします。(十分な匿名化が困難な場合は、事前に本人の同意を得ます)

4. 個人情報の管理について

取得したデータは、学籍番号と氏名を匿名化して保存し、上記同意書の項目 B) に同意されない限り、匿名化されたデータと個人情報との対応表を作成しません。同データは暗号化の上、IDとパスワードによるアクセス制限を行い、アクセス記録を取ることとします。

5. データ共有について

[AXIES 会員大学]教職員のみとします。(注記：他大学と共同利用する場合にはその旨事前に明示すること。また、委託と共有は違う概念であることに注意する。)

6. 個人情報の第三者への提供について

上記同意書の項目 C) に同意される場合、取得した個人情報を第三者に提供します。

7. 問い合わせ窓口

[AXIES 会員大学] 教育支援課 教育・学習データ利活用担当 03-3314-9XXX (内線 XXXX)

8. 研究終了後のデータ等の取り扱いについて

取得したデータは、10年間保管の後削除します。同データを用い学会・論文等で対外発表が行われた場合は、さらに10年間保管します。

匿名加工情報・非識別加工情報の作成及び第三者提供について(ひな型)

[AXIES 会員大学] は個人情報保護法等に基づいた適正な加工方法に基づき、特定の個人を識別することができない匿名加工情報・非識別加工情報を作成し、我が国の高等教育政策や大学生等の実態調査に用いるために、教育・学習支援を目的とする第三者に匿名加工情報を提供することがあります。

作成および提供する匿名加工情報・非識別加工情報に含まれる情報の項目は以下の通りです。

性別、年代、学部、〇〇システムへのアクセス履歴、〇〇システムで管理している小テストや課題の提出ならびに評点情報。

匿名加工情報・非識別加工情報の第三者提供方法は次の通りです。

データを暗号化後、提供先が運用管理するサーバへのアップロードまたは、外部記録媒体を郵送する方法で提供します。

図 2 匿名加工情報の作成に関する公表文のひな型